

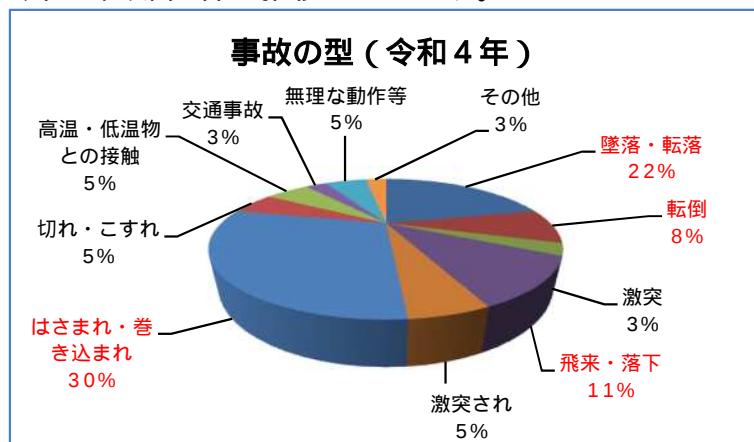
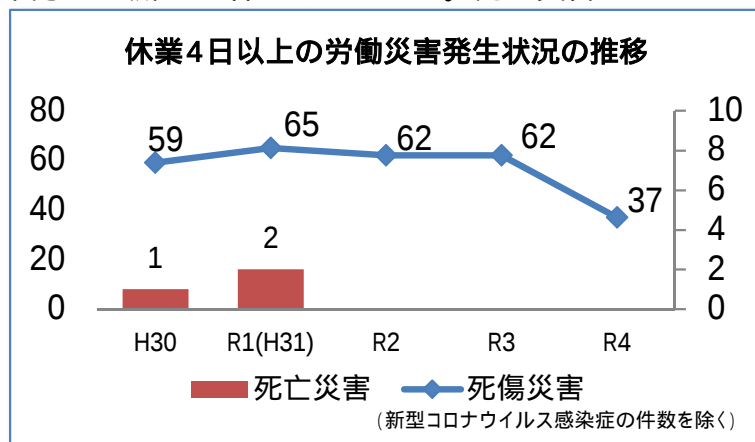
建設業における労働災害防止について

令和4年に石巻労働基準監督署管内の建設業（木造家屋建築工事業除く。）で発生した休業4日以上
の労働災害についてまとめました。災害防止対策の状況を確認し、現場の状況を踏まえた取組にご活用
ください。

1. 労働災害発生状況の推移と令和4年の発生状況について

（1）労働災害発生状況の推移について

休業4日以上労働災害は、平成30年以降、60件前後を推移していましたが、令和4年は大幅に減少し、前
年比40%減の37件となりました。死亡災害については、令和2年以降0件で推移しています。



（2）事故の型について

事故の型では、はさまれ・巻き込まれ災害が30%と最も多く、次いで墜
落・転落災害22%、飛来・落下災害11%、転倒災害8%と続いています。

（3）災害事例について（実際に発生した内容を一部変えています。）

はさまれ・巻き込まれ災害

トラック荷台のあおりやドアを閉めようとしたときに指を挟めた。ドラグ
ショベルで荷をつるときにつり上げ用ワイヤーロープと荷に指を挟めた。荷
を下ろすときに補助者の足が荷の下にあり、荷と地面の間に挟まった。持っ
ていた荷や材料を置いたときに、隣にあった荷や材料の間に指を挟めた など。

墜落・転落災害

荷の上で玉掛作業中、荷の段差に躓き墜落した。法面を降りていたとこ
ろ、石に躓き墜落した。ダンプトラックの運転席から降りるときにバランス
を崩し墜落した。クレーンでつった荷が引っ掛かるおそれがあり、つった荷
の上に上がったところ、荷が振れ墜落した。梯子上で作業中にバランスを崩
して墜落した。階段で荷を搬送中にバランスを崩して墜落した など。

飛来・落下災害

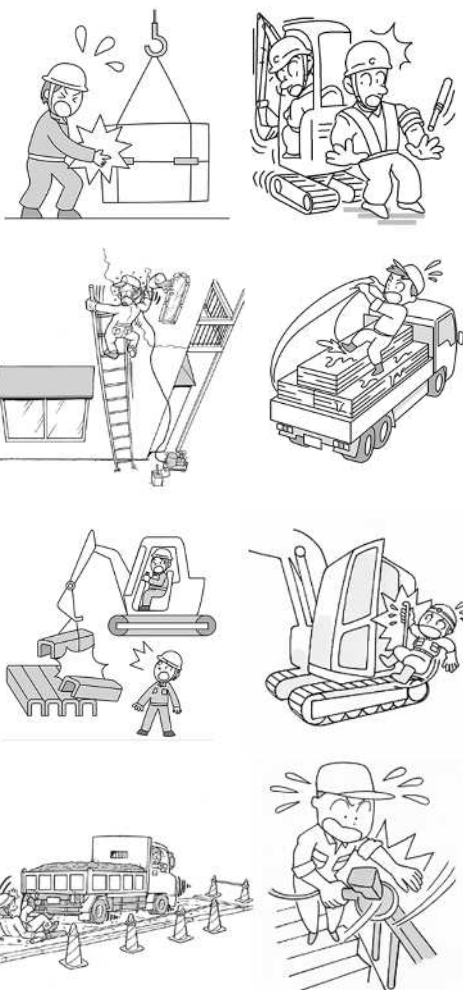
ドラグショベルのバケットでコンクリート片を持ち上げたところ、バケッ
トから滑り落ちた。クローラークレーンのブーム解体中、ブームを固定する
ピンを外したところ、ブームが落下した。法面擁壁を固定するキャンバーを
外したところ擁壁が落下した など。

転倒災害

ドラグショベルで荷をつり、つった状態で旋回させたところ、荷触れに耐
え切れず機体ごと転倒した。動き出したドラグショベルを避けようとしたと
きに転倒した。ドラグショベルの運転台で足を滑らせ転倒した など。

衝突され災害、その他災害

動いているドラグショベルに後方から近づいたところ、クローラーに巻き
込まれた。ショベルでトラックに積み込み作業中、ショベル運転者が操作を
誤りトラックに衝突した。後退してきたトラックに衝突された。可搬式グラ
インダで切断作業中に指を切った。刈払機の刃に接触した。 など。



出典：『職場のあんぜんサイト』



石巻労働基準監督署



(R5.7)

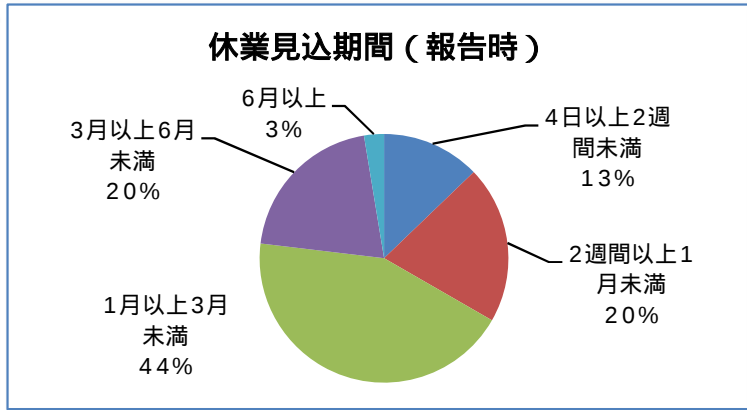
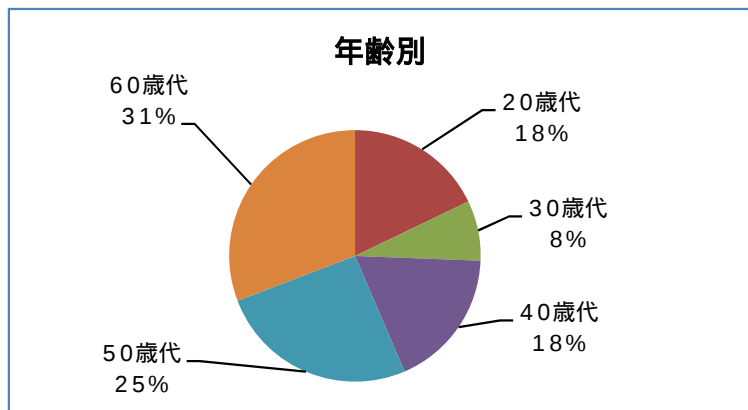
(4) 被災者の年齢・経験年数について

被災者の年齢は50歳代以上で56%と過半数を超えています。また、経験が豊かな労働者は被災しないということではないことが見られます。

(5) 休業見込期間について

1月以上休業が必要と見込まれる労働災害が67%と半数を超えており、**3月以上の長期の休業が見込まれる災害も23%も発生**しています。

一旦労働災害が発生すると、労働者は**長い期間の休業を余儀なくされ**、それに伴い企業も労働力減少による**損失が長期間にわたっている**実態がうかがえます。



2. 労働災害防止の取り組みについて

以下の項目を参考に現場の状況を確認し、労働災害防止の取組を進めてください。

- 総括安全衛生責任者や安全衛生責任者等の選任など、現場の安全衛生管理体制を整備していますか。
- クレーンや車両系建設機械などの重機を使用するに当たって、作業計画（方法）をあらかじめ検討し、その計画（方法）を労働者に周知していますか。
- クレーンや車両系建設機械などの重機について、年次、月例などの定期自主検査、作業開始前の点検をしていますか。
- 労働者に対して安全教育を定期的の実施していますか。
- 足場など、墜落や飛来落下の危険のある場所に墜落・物体落下防止措置を講じていますか。
- 一側足場の使用範囲明確化（令和6年4月1日施行）や足場点検者の指名と点検記録に点検者の氏名の追加（令和5年10月1日施行）などの法令改正に応じた体制を整備していますか。
- はしご使用時の上部及び脚部の固定等の転位防止措置を講じていますか。
- 可搬式グラインダーについて、用途に応じた石の選定や作業方法に応じた安全対策を講じていますか。
- アーク溶接、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び鉱物等の破砕作業などの粉じん作業において、適切な呼吸用保護具を使用していますか。
- 現場で使用する化学物質の安全データシートの周知とリスクアセスメントを実施していますか。
- 交通事故防止対策で「交通労働災害防止のためのガイドライン」を活用していますか。

3. ホームページのご案内

厚生労働省ホームページには、安全衛生に関する各種リーフレットを掲載しています。

『職場のあんぜんサイト』ホームページでは、労働安全衛生法や関係法令、通達を見ることができます。また、宮城労働局ホームページには、宮城県内の労働災害発生状況、当署独自の情報など身近な情報を掲載しています。これらについて、ぜひご利用ください。



厚生労働省
安全衛生関係
リーフレット
ページ



職場のあん
ぜんサイト



宮城労働局
ホームページ